

11. 延長保育申込み（電子申請は不可）

通常の開所時間を超えて延長保育を実施している保育園等があります。通常保育の入園が決定しても、延長保育は定員の関係で認められない場合もありますので、ご了承ください。

* 区立保育園の延長保育を希望する場合

[ページID : 1567]

●延長保育時間は、午後6時15分～午後7時15分です。

●延長保育を利用する方は、以下の①～④の**全て**に該当することが必要です。

- ① 世田谷区在住の方のみ。
- ② 対象児童が延長保育利用開始月の初日に**満1歳以上**であること（令和9年4月から利用申込のときは、令和8年4月2日以前に生まれていること）。
- ③ 勤務時間の都合で**午後6時15分から午後7時15分の間に保育ができないこと**。
- ④ **在園児であること**。在園児の延長保育（月ぎめ）の申込締切についても13ページの申込締切日と同じです。

延長保育を利用できれば残業をする場合、就労時間を主体的に設定できる就労状況下にある場合、産休、育休取得前の超過勤務の状況を理由とする場合は要件なしとなります。

月ぎめ利用 月12日以上（週3日以上）必要とする方を対象とします。

1. 申込みの手続

区立保育園等延長保育申込書に保護者の就労証明書等必要書類を添付し、お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課にお申込みください。（郵送可）

※入園後は、必要書類がすべて揃っている場合に限り、在園している保育園でも受け付けます。

※申込書の有効期間は、申込みをした月から1年間です。

2. 選考その他

- ① 希望者の数が延長保育（月ぎめ）の定員を超えた場合は、指数の高い方から内定します。
 - ② 延長保育（月ぎめ）を決定したときは、「延長保育承諾書」をお送りします。
 - ③ 定員に空きがなく、延長保育（月ぎめ）が利用できないときは、最初の入園希望月についてのみ「延長保育待機通知書」をお送りします。
 - ④ 延長保育（月ぎめ）を利用していても、必要がなくなったときや利用が3か月続けて12日未満の場合は、スポット（日ぎめ）利用に切りかえていただきます。また、産休、育休期間は利用できません。利用を一旦辞退し、必要に応じて、スポット（日ぎめ）利用をお申込みください。
 - ⑤ 延長保育（月ぎめ）の定員は園により異なります。
- ※世田谷区から転出された場合は、月ぎめは利用できなくなります。

スポット（日ぎめ）利用 原則として、月の利用が12日未満の方を対象とします。

1. 申込みの手続

入園が決定したら、各保育園にお申込みください。

2. 選考その他

- ① 希望する場合は、各保育園の園長と相談のうえ、登録をしてください。
 - ② 登録後、希望日の属する週の2週間前の月曜日から保育園で受け付けます。
- ※定員に空きがあれば区外在住の方も利用できます。

延長保育料

月ぎめ … 44ページのとおり

スポット（日ぎめ） … 1日あたりの利用料は月ぎめの10%

ただし、1か月分の利用料は月ぎめの額を上限とします。

●延長保育（月ぎめ）利用基準

番号	類 型	延長保育必要日数（実績）	基準指数
		細 目	
1	勤務（在宅勤務含む） 自営（業務委託契約含む）	月20日以上	40
		月16日以上20日未満	30
		月12日以上16日未満	20
2	不 存 在 等	死亡・離婚・行方不明・拘禁・離婚を前提とした別居・長期入院など	50
3	前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合		※

備考 ※指数は、番号1～2を準用する。

●延長保育（月ぎめ）調整基準

番号	条 件	指数	
1	申込児を延長保育時間帯に、区に申込み施設・事業および保育室・保育ママ・認証保育所・ベビーシッター等に有償で預けていることを常態としている場合	+8	
2	申込児を延長保育時間帯に別居親族（保護者の就労先以外）に有償で預けていることを常態としている場合	+3	
3	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が延長保育（月ぎめ）実施中または同時申込中の場合	+7	
4	産休・育休取得により延長保育（月ぎめ）を辞退し、産休・育休明けに再申込みをする場合	+10	※備考(2)参照
5	単身赴任（出張または同居親族がいる場合は除く）	+5	
6	申込児が選考対象保育園に通園している	+2	

備考 (1) 番号1と2は、重複適用しない。
(2) ただし、2024年8月末以前に辞退した場合に限る。

延長保育（月ぎめ）・同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第一段階	延長保育（月ぎめ）の利用基準指数の高い世帯
第二段階	階層低位順（同一階層の場合は、所得割課税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する）
第三段階	迎えの時間が午後6時45分を過ぎることを常態としている世帯
第四段階	当該園の在園期間が長い世帯
第五段階	類型間の優先順位（①～⑤の順） ①不存在等 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤就学等

* 区立保育園以外の各施設・事業の延長保育を希望する場合

- 区立保育園以外の、各施設・事業（私立保育園、私立認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）に直接お申込みください。
- 区立保育園以外の、各施設・事業の延長保育の選考と延長保育料の徴収は各施設で行います。
- 各施設・事業によって、延長保育の実施の有無、時間や保育料が異なります。（延長保育を実施していない場合もあります。）

1. 申込みの手続

入園が内定してから、各施設・事業にお申込みください。

2. 延長保育を利用する方は、以下の①②両方に該当することが条件です。

① 世田谷区在住の方

（延長保育定員に空きがある場合には区外在住の方も申込みできます。）

② 原則、勤務時間の都合で延長保育時間に保育にあたることができないこと。

※延長保育の利用は、その施設に入園していることが条件となります。

※対象児童の年齢等については、直接施設にお問い合わせください。

3. 選考

① 延長保育希望者が延長保育の定員を超えた場合は、施設で選考を行います。（施設・事業によって、定員が異なります。詳しくは直接施設にお問い合わせください。）

② 延長保育が決定したときは、施設から連絡します。

③ 定員に空きがなく、延長保育ができないときは、その旨をお知らせします。

④ 延長保育を利用していても、勤務時間や家族状況などの変更により、利用が認められなくなる場合がありますので、ご了承ください。

※通常保育が内定した後に延長保育の選考を行いますので、延長保育の決定の連絡が遅れることがあります。ご了承ください。

延長保育料

- ① 延長保育料は無償化対象外です。
- ② 延長保育料は直接施設に納めてください。
- ③ 延長保育料については、各施設・事業で定めています。詳しくは、ご利用希望の施設に直接お問い合わせください。

ご注意ください！

～世田谷区外に転出された場合～

世田谷区から転出された場合は、区立保育園の延長保育（月ぎめ）が利用できなくなります。また、区立保育園の延長保育（スポット利用）、私立保育園の延長保育は、世田谷区在住の方の利用が優先となります。

～世田谷区在住で区外園の延長保育を希望する場合～

ご利用の可否および申込み方法は、各区市町村にご確認ください。